

●障がい者

区分	主な手続きの種類	内容等	必要なもの等	担当課
障がい福祉	障がい者手帳 (身体・精神・療育) の返還	亡くなられた方が各種障がい者手帳をお持ちの場合、返還の手続きが必要です。	・障がい者手帳	障がい福祉課 給付係 2階 26番窓口 内線 542
	特別障がい者手当、 障がい児福祉手当、 特別児童扶養手当、 山形市重度心身障がい者福祉手当、山形市 重度心身障がい児福 祉手当	左記対象者、受給者の方が亡くなられた場合、手続きが必要です。 詳しくは担当までお問い合わせください。		(精神・療育手帳の 返還は) 障がい福祉第二係 内線 621 (特別児童扶養手当の 手続きは) 障がい福祉第一係 内線 873
	心身障がい者扶養 共済	共済加入者又は年金受給者が亡くなられた場合、手続きが必要で す。詳しくは担当までお問い合わせください。		障がい福祉課 内線 873
	自立支援医療受給 者証(精神通院)の 返還	亡くなられた方が自立支援医療受給者証 (精神通院)をお持ちの場合、手続きは不要で すが、受給者証の返還が必要です。 (自立支援医療受給者証(更生医療)、自立支 援医療受給者証(育成医療)は手続き及び 受給者証の返還は不要です。)	・自立支援医療受給 者証(精神通院)	障がい福祉課 障がい福祉第二係 2階26番窓口 内線 621
	重度心身障がい (児)者医療証の 返還	亡くなられた方が重度心身障がい(児)者医療証をお持ちの場合、 返還の手続きが必要です。		障がい福祉課 給付係 2階 26番窓口 内線 542

●生活保護

区分	主な手続きの種類	内容等	担当課	
生活 保護	被保護状況変動届 出	受給者の方が亡くなられた場合、手続きが必要 です。詳しくは担当までお問い合わせください。	生活支援課 2階 25番窓口	保護第一～四係 内線 547・551 552・593

子ども

●児童手当等

区分	主な手続きの種類	内容等	担当課	
こども	児童手当 児童扶養手当 健やか教育手当	左記の対象のこども又は受給者(保護者)の 方が亡くなられた場合、手続きが必要です。 詳しくは担当までお問い合わせください。	こども家庭支援課 2階 10番窓口	手当係 内線 558・575
	こども医療 親子健やか医療			医療係 内線 559・576
ひとり親	母子(父子・寡婦)福 祉資金	左記の対象の借受人、連帯借受人及び連帯 保証人の方が亡くなられた場合、手続きが必要 です。詳しくは担当までお問い合わせください。		ひとり親支援係 内線 579・391